

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(9) 道徳教育の充実

- 我が国の子どもたちは、他の国の子どもたちに比べて、自分を大切に思えない子ども、自分の存在に自信を持っていない子どもが多いと言われています。かけがえのない自分の命、他者の命を大切に思い、慈しむ気持ちは、人として生きるために最も大切な心です。家庭や地域では愛情豊かに育てることを、幼児教育では人やものとの関わりを大切にさせることを、学校教育では一人一人の存在を大切にすることを通して、すべての大人が命の大切さを子どもたちに伝え、自尊感情、自己肯定感を育てていく必要があります。
- 平成27年3月、国は学校教育法施行規則の一部を改正し、「道徳」を「特別の教科である道徳」としました。また、学習指導要領の一部改正を行い、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなどして指導方法を工夫するとともに、子どもたちの成長を継続的に把握することによる評価を行うこととしました。この改正に伴い、小・中学校では、「考え、議論する」道徳科として、授業方法の改善や評価の在り方の構築など、新たな対応が求められています。
- また、情報化社会の進展にともない、ネット上のいじめやトラブル、犯罪の増加が、社会全体の問題となっています。便利ではありますが、悪用すると影響が計り知れないツールだからこそ、それを使う人間のモラルを一層高めていく必要があります。家庭はもとより、県民全体で問題意識を共有し、情報モラルの向上に努めていくことが必要です。

施策体系

- ① 命を大切にする教育の充実
様々な体験活動の推進、命の大切さを実感できる教育活動の推進
- ② 道徳の授業を核とした道徳教育の充実
「特別の教科 道徳」の授業研究の推進、「モラルBOX」の活用、
学校教育全体を通じた道徳教育の充実
- ③ 情報モラル教育の充実
県民への啓発活動の充実、関係機関と連携した活動の推進

施策の展開

- ① 命を大切にする教育の充実
 - 異世代間や異年齢間、異校種間での交流、集団での交流活動など、学校と地域が協力して、様々な体験活動を一層推進します。
 - 家庭や地域と連携し、幼児教育、学校教育のあらゆる場面、あらゆる機会を捉えて、命の大切さを実感できる教育活動を行います。
- ② 道徳の授業を核とした道徳教育の充実
 - 「特別の教科 道徳」の実施（小：平成30年度・中：平成31年度）を見据え、研究指定校において授業方法や評価の在り方等について研究するとともにその成果を各学校に伝達し、道徳の授業の充実を図ります。
 - 地域の人々や保護者等に道徳の授業を公開し、学校と家庭や地域が連携して児童生徒の豊かな心を育むようにします。
 - 各学校における道徳教育の取組を、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」で紹介して、学校間で共有できるようにします。
 - 道徳教育指導参考資料「明日を拓く」や地域ゆかりの偉人をまとめた副読本、地域に根づく伝統・文化や地域でのボランティア活動などを取り上げた教材を活用するなど、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を展開します。
 - 道徳教育における優れた取組の成果を各学校に還元して、県全体に普及させます。
- ③ 情報モラル教育の充実
 - 保護者を始め県民に向けて、児童生徒の健全育成やモラル・マナーの向上について、家庭・地域・学校が連携し、社会総がかりで取り組むための啓発を行います。
 - スマートフォン・携帯電話等の適切な使い方や情報モラルについて、保護者への啓発を継続します。
 - 警察等関係機関と連携し、出前講座などを通して児童生徒の情報モラルの向上を図ります。
 - 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。【再掲】

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(10) 人権教育の推進

- 人権の尊重は、人類共通の普遍的理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎です。しかし、残念ながら現実には、社会構造の複雑化や価値観の多様化の中で、様々な人権侵害が起きています。子どもたちの身の回りでも、児童虐待、いじめ、インターネットによる人権侵害、障害があることや同和問題に起因する差別や偏見などの問題が存在しており、その解決に努めていかなければなりません。
- また、グローバル化、高齢化といった社会情勢を踏まえ、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方等の違いを認め合った上で多様な価値観を受け入れ、互いの人権を尊重し、「共生」できる社会をつくっていくことも求められています。
- 本県では、平成26年3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を改定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指し、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組んでいるところです。とりわけ、学校においては、子どもたちの発達段階や実態に即し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進していくことが必要です。

施策体系

- ① 人権に関する指導の充実
児童生徒への指導の充実、教職員研修の充実、PTAなどに対する啓発の充実
- ② 社会福祉に貢献できる人材の育成
体験活動・ボランティア活動等の推進、教科「福祉」の充実

施策の展開

- ① 人権に関する指導の充実
 - 幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くように努めます。
 - 児童生徒の発達段階等に合わせ、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等、行動計画で重要課題と位置付けた人権に関する問題についての指導を推進します。特に、人権週間においては、校長講話、講演、映画鑑賞など様々な取組を行い、人権について考え、学ぶ機会をつくれます。
 - 児童生徒が人権問題を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるよう、体験・参加型の学習を取り入れるなど、効果的な学習方法や指導方法の工夫・改善に努めます。
 - 教職員が、人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、校長・教頭研修を始め職務や経験年数に応じた研修を進めます。
 - 地域の実情に応じた人権の課題に関して、研究指定校等の実践的な取組や研究の成果などを全県的に紹介し、各学校における指導方法・内容の改善や充実に努めます。
 - PTA関係者、市町村教育委員会等を対象として研修会や学習会などを開催し、人権啓発に努めます。
 - PTAなどに対して、地域社会、家庭、学校が連携して人権に関する学習、教育・啓発に取り組むことができるよう活動を支援します。
 - 私立学校が、人権学習・教育に取り組むことができるよう、研修や会議などの様々な機会を捉え、人権に関する資料を配布する等周知に努めます。
- ② 社会福祉に貢献できる人材の育成
 - NPO・社会福祉協議会・福祉関係団体等と連携しながら、保育・介護体験や職場体験、高齢者・障害者との交流、ボランティア活動、認知症サポーター養成などを推進します。
 - 教科「福祉」を通して、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成します。

2 人としての生き方・在り方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(11) いじめ・不登校等への対応の充実

- いじめは、子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校などの背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは、スマートフォンや携帯電話などによってネット上で行われることも増え、外から一層見えにくいものとなっています。
- 国立教育政策研究所の研究によれば、多くの子どもたちがいじめに被害者としてだけでなく加害者としても関わっており、被害者も加害者も比較的短期間で大きく入れ替わる事実があるとされています。いじめは、「いじめる子ども」と「いじめられる子ども」という、単純な関係性でとらえられない場合が多く、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであり、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるという認識を明確に持つことが必要です。
- 不登校も、不安などの情緒的混乱や無気力等の原因に加え、親子関係をめぐる問題、友人関係をめぐる問題など、様々な背景をもつケースが増えてきており、もはや特別な状況下で起こるとは限らず、どの子どもにも起こり得ると捉えることが必要です。
- いじめや不登校等の問題で大切なのは未然防止であり、そのために全ての子どもたちが自尊感情や自己有用感が持てる、魅力ある学校をつくっていくことがその基本です。問題を早期に発見する努力をしつつ、個に応じた初期対応を組織として適切に行っていくことが必要です。
- 県においても、日頃から「愛知県いじめ防止基本方針」を有効に機能させて学校を支援するとともに、各市町村のいじめ防止に関する取組を支援することが必要です。

施策体系

- ① 未然防止と早期発見
家庭・地域等との連携の強化、学校の体制強化の取組推進、ネットパトロール事業の継続
- ② 教育相談体制の充実
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
電話相談・家庭教育コーディネーター等の活用
- ③ 学校と警察等関係機関との連携
教員研修の推進、警察と連携した対応の推進

施策の展開

- ① 未然防止と早期発見
 - いじめの未然防止・早期発見に向けて、いじめの特性や様態等について家庭や地域に広報し、社会総がかりでいじめを防ぐ気運を醸成します。
 - 学校だけでは解決困難な多様化・複雑化・深刻化した問題行動に対応するため、家庭や地域等との効果的な連携・協働の在り方について研究を進めます。
 - いじめや不登校等についての見方や考え方、対応方法や、カウンセリングの方法等について、教職員の研修を進めます。
 - 魅力ある学校づくり、教育相談体制の充実、組織による生徒指導に努め、児童生徒への目配りや支援をきめ細かに行うことで、いじめや不登校の未然防止・早期対応を図ります。
 - ネットパトロール事業を継続し、ネット上のいじめの早期発見・早期対応に取り組みます。
 - いじめや体罰の未然防止に資する教員研修等を実施している私立高等学校を支援します。
 - 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。【再掲】
- ② 教育相談体制の充実
 - 全公立中学校及び小学校の拠点校へのスクールカウンセラーの配置を継続し、不登校などの問題の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。【再掲】
 - スクールカウンセラーの専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。
 - スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について研究し、その成果と課題を踏まえて配置を進めます。また、市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用、配置の方法について検討し、相談体制の整備を進めます。【再掲】
 - いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者が、電話相談したり家庭教育コーディネーター等と面談したりできる体制を充実します。
 - 不登校の児童生徒に大学生を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。
 - 不登校児童生徒に対する支援を強化するため、国の動向も踏まえながら、適応指導教室やフリースクール等との連携を検討していきます。【再掲】

施策の展開

- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。
【再掲】
 - 不登校生に対する入学試験を実施している私立高等学校を支援します。
 - 不登校生を受け入れている私立高等学校を支援します。
- ③ 学校と警察等関係機関との連携
- ◎ ネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、警察等関係機関と連携して教員の研修を進めます。【再掲】
 - いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応のために、学校と警察との情報連携・行動連携を一層推進し、児童生徒の健全育成に努めます。

空白

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(12) 主権者教育の推進

- グローバル化が進展し、価値観の多様化が進む社会で生きていく子どもたちは、様々な問題の解決のために、多様な考えを尊重しつつ合意形成を図っていく必要があります。そのため、子どもたちが自分の身の回りの課題を発見し、それに関わる人々と協働して問題を解決していく活動を通して、民主的な社会を形成する公民としての資質・能力を身に付けていくことが必要です。
- 国では、積極的に社会参加する意欲が国際的に見て低い、という現代の高校生の実態を踏まえ、子どもたちが政治や法、経済の主体となること、地域社会の一員となること等について学ぶ高等学校の科目「公共」（仮称）の新設を検討しています。
- とりわけ、平成27年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20年以上」から「満18年以上」に引き下げられたことにより、高校3年生など新たに有権者となっていく若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育てていくことが喫緊の課題となっています。
- 学校教育においては、政治的中立性を踏まえつつ、中学校「社会科」の公民的分野、高等学校「公民」の「現代社会」「政治・経済」を中心に、学習指導要領に基づいて政治的教養を育む教育を進めるとともに、社会の一員として生きるための資質や能力を育てていくことが必要です。

施策体系

- ① 主体的に社会参画する活動の推進
地域での奉仕活動・体験活動の推進、社会参画の意識を高める教育の推進
- ② 政治的教養を育む指導の充実
アクティブ・ラーニング¹による学習の推進、教員研修の実施

施策の展開

- ① 主体的に社会参画する活動の推進
 - 老人福祉、障害者福祉、防災、生活安全等に関して自分が果たす役割について考え、地域に貢献したり地域の要望に応えたりする奉仕活動を通じて、地域の人々との関わりを深め、地域との絆づくりに努めます。
 - 高校生が、町づくりや町おこし、地域の活性化等のために貢献する活動を自ら考え、体験したりや実践したりできる機会の充実を図ります。
 - 労働や税金に関する問題、消費者問題、身近な法律等について、関係機関の協力による出前授業等を積極的に活用して学習を進めます。
 - 生徒が学校教育活動の一環として地域社会へ参加するため、ボランティア活動等に積極的に取り組む私立中学校、高等学校を支援します。
- ② 政治的教養を育む指導の充実
 - ◎ 良識ある公民として必要な政治的教養を育成するために、アクティブ・ラーニングを取り入れた学習を推進します。
 - ◎ 総務省・文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用し、政治的教養を育むとともに、選挙制度の理解を図ります。
 - ◎ 学校教育における政治的中立性の確保に関する研修を行い、教職員が不安なく主権者教育を行うことができる環境を整えます。

1 アクティブ・ラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。